

# 平成30年著作権法改正について

著作権委員会\*

**抄 録** IoT・ビッグデータ・人工知能（AI）等の技術革新による「第4次産業革命」により、これらの技術を活用し著作物を含む大量の情報の集積・組合せ・解析により付加価値を生み出すイノベーションの創出が期待されている。しかし、改正前の著作権法は、権利制限規定を利用の目的や場面ごとに個別具体的に規定しており、技術革新を背景とした著作物の新たな利用ニーズ等への対応が困難との指摘があった<sup>1)</sup>。環境変化に対応した著作物利用の円滑化を図り、新しいイノベーションを促進するため、「柔軟な権利制限規定」が盛り込まれた「著作権法の一部を改正する法律」が平成31年1月1日に施行<sup>2)</sup>される。

本稿では、柔軟な権利制限規定及びその他の権利制限規定の改正について紹介する。次号でAIを用いたサービスへのあてはめや米国フェアユース規定に関する判例との比較検討を行う。

## 目 次

1. はじめに
2. 改正の概要
  2. 1 全体概要
  2. 2 デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備（第30条の4，第47条の4，第47条の5等関係）
  2. 3 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備（第35条等関係）
  2. 4 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備（第37条関係）
  2. 5 アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等（第31条，第47条，第67条等関係）
3. おわりに

## 1. はじめに

デジタル化・ネットワーク化の更なる進展により、著作物の利用等を巡る環境も更なる変化に直面している。具体的には、IoT・ビッグデータ・AI等の技術革新とともに、情報の集積・加工・発信の容易化・低コスト化が進んだこと

を受けて、大量の情報を集積し、組み合わせ、解析することで付加価値を生み出す新しいイノベーションの創出が期待されており、これを促進するとともに、社会を豊かにする新しい文化の発展に結び付けていくための次世代に向けた新制度の構築が求められている。

平成21年及び平成24年の著作権法改正により、デジタル・ネットワーク技術を活用して行われる著作物利用のうち権利者の利益を害さない態様のいくつかについては個別に権利制限の対象となり、制度整備が進められてきた。しかし、その後も新たな権利制限規定の整備を求める声が継続して寄せられ、累次の制度整備を行ってもなお数年のうちに新たな権利制限規定の整備を求める声が寄せられる背景にはこれまでの立法手法において、著作物の利用実態が急速に変わり得るという事実を考慮にいれた制度設計が必ずしも十分には行われていなかった面があるのではないかとの問題意識が共有された。こうした状況から、第4次産業革命を支えるサ

\* 2018年度 Copyright Committee

ービスに係るニーズを把握するとともに、デジタル化・ネットワーク化の進展等の社会の変化に伴う新たな時代における著作物の利用に係る現在又は将来のニーズを幅広く把握した上で、改正前の著作権法（以下、「旧法」という。）の権利制限規定のシステムとの関係においてどのような課題が存在するのかを明らかにし、技術革新等社会の変化に対応できる適切な柔軟性を備えた権利制限規定の在り方を検討することが求められた<sup>3)</sup>。

具体的な検討は、広く国民が有する現在又は将来の著作物利用ニーズを把握し、制度が実際に社会に及ぼし得る効果と影響等について多面的な検討を行った上で、多様な選択肢の中から日本において最も望ましいと考えられる「柔軟性のある権利制限規定」の在り方を検討するという手順で行われ、検討の結果、権利者に及び得る不利益の度合いに応じて分類した3つの層について、それぞれ適切な明確性と柔軟性のバランスを備えた複数の規定の組合せによる「多層的」な「柔軟性のある権利制限規定」が新設された<sup>4)</sup>。本稿では、新たに整備された「柔軟性のある権利制限規定」及びその他の権利制限規定の改正について、文化庁の説明資料を中心に検討する。なお、本稿に記載の見解は当委員会の検討に基づくものであり、何らの法的解釈を保証するものではないが、読者諸氏の参考になれば幸いである。

## 2. 改正の概要

### 2.1 全体概要

前述の通り、これまでも、デジタル化・ネットワーク化の進展等に伴う著作物の利用環境の変化を受け、著作物の利用の円滑化を図る観点から権利制限規定が拡充されてきた。平成21年改正では、サーバ管理者による送信の障害防止等のための複製（旧法第47条の5）、インタ

ーネット情報検索のための複製等（旧法第47条の6）、電子計算機による情報解析のための複製等（旧法第47条の7）、電子計算機におけるキャッシュのための複製（旧法第47条の8）が、さらに平成24年改正では、写真の撮影等に付随して対象となる著作物の利用（旧法第30条の2）、著作物の適法利用のための検討の過程における利用（旧法第30条の3）、著作物利用に係る技術開発等の試験のための利用（旧法第30条の4）、ネットワークを通じた情報提供準備のための複製等（旧法第30条の4）が権利制限規定に追加されてきた<sup>1)</sup>。そして今般、AIによる深層学習（AIに大量の情報を入力して分析させ、人間のサポート無しにそれらの情報が何であるか等を判断できるようにする学習方法）、所在検索サービス（広く公衆がアクセス可能な情報の所在を検索可能にするとともに、その一部を検索結果と併せて表示するサービス）、情報解析サービス（広く公衆がアクセス可能な情報を収集して解析し、求めに応じて解析結果を提供するサービス）等、新たに生まれるさまざまな著作物の利用ニーズに的確に対応するため、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するよう、著作権法の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）が平成31年1月1日に施行される<sup>2)</sup>。この改正により、従来の権利制限規定の一部が整理され、新たにデジタル化・ネットワーク化の進展に対応した「柔軟な権利制限規定」が整備された。

さらに改正法では、学校その他の教育機関における公衆送信をより円滑に行えるようにするための措置等を講ずるための「教育の情報化に対応した権利制限規定等」、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が著作物を利用する機会を促進するための「障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定」、著作権者の許諾を受ける必要がある行為の範囲を見直し、情報関連産業、教育、障害者、美術

館等におけるアーカイブの利活用に係る著作物の利用をより円滑に行えるようにするための「アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定」も整備された。以下、これらの改正点について検討する。

## 2. 2 デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備（第30条の4，第47条の4，第47条の5等関係）

### (1) 改正の背景

昨今の第4次産業革命時代では、ネットワークを介して業種や国境を越えて著作物を含む大量のデジタルデータが集積され、AI等の解析技術と結びつけて処理することによって、新たな付加価値を生み出し、イノベーションを創出することが期待されている。このような時代においては、蓄積したデータや著作物を利活用しやすいような環境を整えていくことが不可欠であると考えられる。

旧法は、著作権者の許諾なく利用できる場合を権利制限規定として利用の目的や場面ごとに個別具体的に定めている。このため、類似の行為でも条文上明記されていなければ、形式的には違法となり、利用の委縮が生じているとの指摘や、技術革新を背景とした著作物の新たな利用ニーズ等へ適切かつ迅速に対応することが困難である等の指摘がなされ、内閣府の知的財産戦略本部等から文化庁に対し、環境変化に対応した著作物利用の円滑化を図り、新しいイノベーションを促進するため、「柔軟な権利制限規定」を整備するよう要請があった。

これを受けて、文化庁に検討の場が設置され、技術革新等の社会の変化に対応できる適切な柔軟性を備えた権利制限規定の在り方についての検討が始まった。

平成29年4月の文化審議会著作権分科会の報告書によると、平成27年7月に文化庁において

行われた著作物の利用円滑化に関するニーズ募集では、産業界や図書館団体、障害者団体、利用者などの団体、個人から計112件のニーズの提出があり、提出されたニーズは、ニーズの明確性、権利制限による対応の正当化根拠の見通し、優先度の3つの観点から分類、整理、検討された結果、所在検索サービス、情報分析サービス等が優先的に検討すべき課題とされた。

又、同報告書によれば、柔軟な権利制限規定による効果と影響について、上場企業、権利者団体、利用者団体、個人の権利者・利用者等に対するアンケート調査やヒアリング調査を行ったところ、柔軟性の高い規定（米国のフェアユース等の一般的・包括的な規定）を支持する意見と、柔軟性の高い規定に慎重な意見の両方が確認された。具体的には、柔軟性のある権利制限規定は、旧法でカバーされていない公正な利用を行おうとする利用者にとってその適法性の根拠となり得るものであるが、柔軟性が高すぎると、大半の企業や団体については、高い法令遵守意識や訴訟を回避する姿勢から、それほど利用促進効果が期待できなくなるのでは、といった意見が出された。

さらに、権利制限規定の柔軟性が高まれば、著作権法に対する理解が十分でない利用者については、適法性の判断がより難しくなるケースが増え、意図せぬ権利侵害が行われる可能性が高まることとなる。又、適法性が不明な利用に対し積極的な利用者については、適法性が不明な範囲が拡大するためそのような利用が増加し、その結果、権利侵害が行われる可能性が高まることになる、といった意見も出されている。

このような過失等による権利侵害が助長される可能性は、どの程度の柔軟性を持った規定を整備するかによって異なる。例えば、利用目的や場面を限定せずに適用され得る一般的・包括的規定の場合は、その可能性が高くなると考えられる一方、権利制限規定の適用される場面等

がある程度特定されている場合は、相対的にはそうした可能性は低くなるものと考えられる、とされている。

調査・検討の結果、求められているのは柔軟性と予想可能性のバランスであり、柔軟性の程度として罪刑法定主義との関係で許容されるのは、通常の判断能力を有する一般人が判断可能な程度の抽象度とすることが適当とされている。

こうした検討を経て、日本において最も望ましい「柔軟性のある権利制限規定」の整備については、明確性と柔軟性のバランスを備えた複数の規定の組み合わせによる「多層的」な対応を行うことが適当であると考えられ、図1に示すように、権利者に及び得る不利益の度合いに応じて分類した3つの層について、それぞれ適切な柔軟性を確保した規定が整備された。

第1層は権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型、第2層は権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型、第3層は著作物の市場と衝突する可能性があるが公益的政策実現等のために著作物の利用の促進が期待される行為類型と分類され、第1層及び第2層について、柔軟な権利制限規定が整備された。第3層は、権利者の利益と公益との調整に関する政策判断を要するため、一義的には、利用の目的ごとに民主的正当性を有する立法府において制度の検討を行うことが適当とされた。なお、旧法でも第1層及び第2層のコンセプトに相当する権利制限規定が個別具体的に複数規定されていたが、改正法により、これらを包含する包括的な柔軟な権利制限規定が新設されたことに伴い、旧法の個別規定は削除された<sup>5)</sup>。

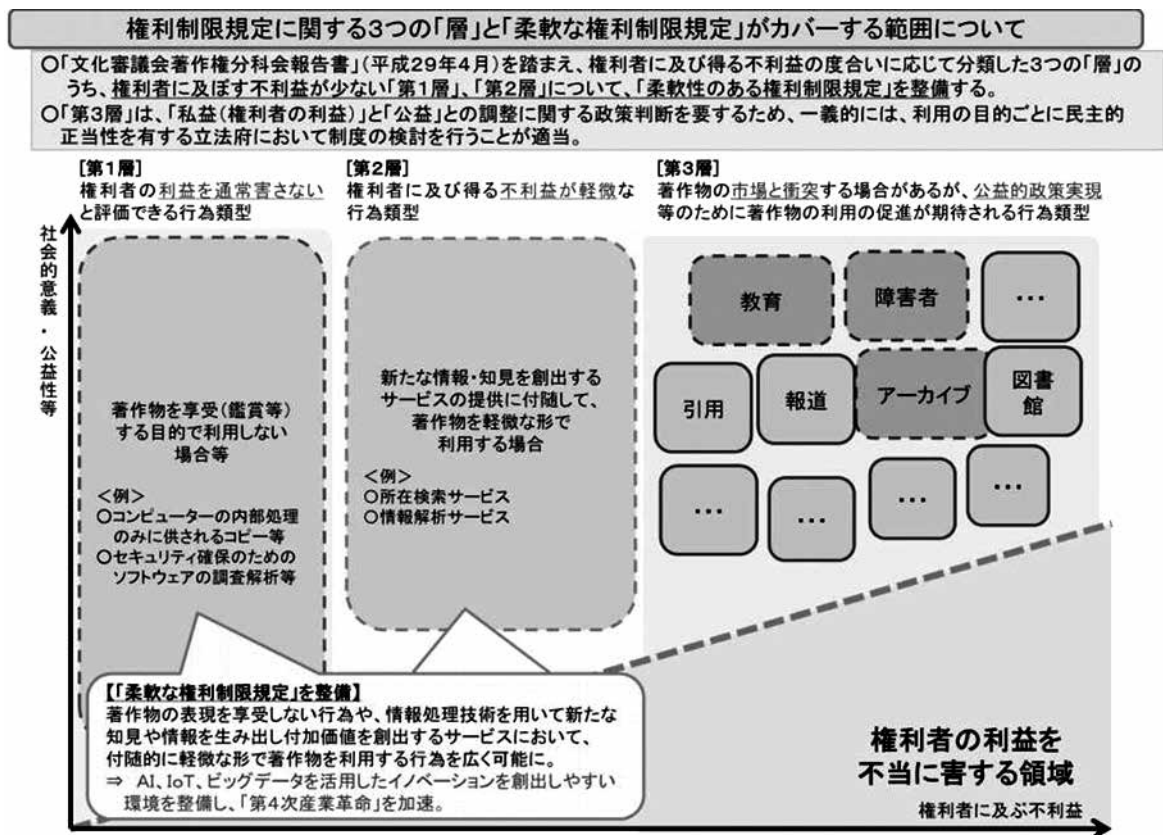


図1 権利制限規定に関する3つの「層」と「柔軟な権利制限規定」がカバーする範囲について (出典：文化庁 著作権法の一部を改正する法律 概要説明資料P7抜粋)

## (2) 改正概要

### 1) 第1層

改正法は、第1層として第30条の4及び第47条の4を規定する。これらの規定は、旧法の個別具体的な規定では除外されるおそれがあった利用行為が適法利用であることが明らかとなるようにするとともに、現状では想定されていないが将来において生じる可能性がある一定の類似の利用について、逐次法改正をせずとも適法利用であると認められるよう、包括的な規定として定められている。この包括的な規定は、利用者の法の適用範囲に関する予測可能性にも配慮して一定の利用行為を例示として規定しつつ、権利制限を正当化する根拠に着目したより抽象的な要件を規定とすることで、類似の利用も包含している。以下、各条について詳論する。

#### (第30条の4)

権利者の利益を通常害さない行為類型とされる第1層について、新たに整備される「柔軟な権利制限規定」のうち、はじめに第30条の4(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)について説明する。条文の構成を概観すると、まず、「著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」に、「その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」として利用場面・方法を限定しない包括的な規定をおいた上で、規定の適用場面を予測できるように、第1号から第3号において、どのような行為が該当するかについて旧法の関連規定に関わる行為類型等を例示し、但書で「当該著作物の種類及び態様に照らし著作者の利益を不当に害することになる場合はこの限りではない」との籜(たが)を嵌める構成になっている。

本条の対象として例示されている第1号は、

旧法の「技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための著作物の利用」(旧法第30条の4)に関する行為である。旧法では目的が「技術開発」等に限定されていたため、「基礎研究」等が適用対象外となる等、立法趣旨に照らせば許容されると考えられる行為でも形式的には違法とされる可能性があった。改正法では旧法の規定をほぼそのまま踏襲しているが、本号のような行為を「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」と位置づけることで上述の懸念は解消されている。

第2号は、旧法の「情報解析のための複製等」(旧法第47条の7)に関する行為である。旧法では、情報解析の方法が「統計的な解析」に限定されており、AI開発のディープラーニングで採用されている「代数的、幾何学的な解析」が適用対象となるかどうか、文理解釈上は明確ではなく議論の余地があった。また、電子計算機による情報解析を目的とした著作物の利用範囲は「複製・翻案」に限定されており、AI開発用のデータセットを複数の事業者で共有するような行為(公衆送信等)が適用対象外となる可能性があった。今般の改正法では、「情報解析」について、「当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出」しそれらの情報の「比較、分類その他の解析を行うこと」と定義され、具体的な解析手法の限定が外れている。また、旧法の「情報解析『を目的とする』場合」が改正法では「情報解析『の用に供する』場合」に変更されており、前述の懸念への対応もなされている。

なお、旧法第47条の7が改正法の第30条の4第2号へ移動したことに伴い、但書の適用について、改正前は解析用データベースに限って適用除外とされていたものが、改正後は「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」一般が適用除外となり権利制限で許容される範囲が狭まるのではないかと疑義が生じていた。し

かしながら、この点については、国会での法案審議の過程で、「要件が追加されたように読めるが、従前に実施できたことは改正後も全て実施可能という解釈でよいか」との趣旨の質疑に対し「第30条の4は、旧法第47条の7の当該趣旨を法律上明記したものにすぎず、旧法上、許諾なく行える行為は、享受を目的としないとの要件を満たすものと考えており、又、旧法第47条の7により適法に行うことが想定されていた行為については、著作権者の利益を不当に害するものではなく、改正後も引き続き許諾なく行えるものと考えている」との答弁がされている<sup>6)</sup>。

第3号は新設の規定で、前2号のほか、著作物を、人間による作業を伴うことなく機械的な処理によって利用することを可能とするケースである。

さらに、第30条の4柱書「次に掲げる場合その他の…享受を目的としない…場合」により、1号（技術開発試験）、2号（情報解析）、3号（電子計算機による知覚認識なき利用）と同様に、「著作物に表現された思想又は感情を享受しない利用」と評価できる場合であれば、上記以外でも権利制限の対象となり得る。

これにあたる具体的な例としては、国会での法案審議の過程で、リバース・エンジニアリングが挙げられている。リバース・エンジニアリングのような調査、解析目的のプログラムの著作物利用は、プログラムの実行などによってその機能を享受することに向けられた利用行為ではないと評価されるものと説明されている<sup>7)</sup>。

ここでいう「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない」行為（以下、「非享受目的利用」という。）は、著作物に表現された思想又は感情を享受しようとする者からの対価回収機会を損なうものではなく、著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を通常害するものではないと考えられている。なお、ある行為が著作物に表現された思想又は感情の

「享受」にあたるか否かは、立法趣旨や享受の語義を踏まえ、著作物等の視聴等を通じて視聴者等の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為であるか否か、という観点から判断される、と説明されている。

以上のとおり、従前は想定されなかった近時の技術革新やデジタル化・ネットワーク化、クラウド活用による著作物の様々な利用に対して、旧法はそのような利用まで想定された機動的な規定とは言いづらかった。今回の改正によって、「非享受目的利用」という条件のもとで著作物の利用を認めることを規定し、一方で、但書において「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」は著作物の利用が制約されることを規定することで、権利制限の柔軟性を確保しつつ、著作権者の保護とのバランスを図ろうとしていると言える。

#### （第47条の4）

第47条の4（電子計算機における著作物利用に付随する利用等）は、旧法第47条の4、同条の5、同条の8、同条の9で規定される利用に加え、その他の新たなニーズに関わる利用を包括的に定めるものとして、電子計算機における利用に供される著作物について、当該利用を円滑又は効率的に行うために、当該利用に付随する利用に供することを目的とする場合（第1項）や、電子計算機における利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復することを目的とする場合（第2項）には、その必要と認められる限度において、利用することができることを規定している<sup>8)</sup>。

旧法の規定では、例えば、キャッシュ等の複製利用に関して、サーバ管理者による送信障害防止等のための複製について権利制限として規定する旧法第47条の5第1項第1号では、目的が「送信の遅滞又は」「送信の障害を防止すること」と限定されていたが、送信を円滑又は効

率的に行うためのキャッシュには様々なものがある中で、この限定に該当しないものは対象外となるおそれがあり、「複製」に限定されていることから、分散処理（グリッドコンピューティング）等の「公衆送信」を伴う著作物の利用が権利制限の対象外となるおそれがあった。又、バックアップ等に伴う著作物の利用に関して、複製機器の交換のための一時的複製について規定する旧法第47条の4第2項では、「同種の機種」への交換に限定されているため「類似機種」への交換は対象外となるおそれがあった。

これらの不都合性を解消しつつ、将来において生じる可能性がある一定の類似の利用を包含するため、第47条の4の規定は、次のように柔軟性の高い規定とされた。

すなわち、第1項では、「著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うために当該電子計算機における利用に付随する利用に供することを目的とする場合」、第2項では、「著作物の電子計算機における利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復することを目的とする場合」に、方法を問わず、「必要と認められる限度において」利用することができるとして包括的な利用行為を認めている。

もっとも、当該規定では具体的な利用行為が想定しづらく、利用者の予測可能性が担保されないこととなり、そのような利用の促進が却って阻害されるおそれがあることから、改正前の規定を当該行為の例示として、第1項の規定においては、第1号に電子計算機におけるキャッシュのための複製（旧法第47条の8）、第2号にサーバ管理者による送信障害防止等のための複製（旧法第47条の5第1項第1号及び第2号）、第3号にネットワークでの情報提供準備に必要な情報処理のための複製等（旧法第47条の9）が規定され、第2項の規定においては、第1号に複製機器の保守・修理のための一時的複製（旧法第47条の4第1項）、第2号に複製

機器の交換のための一時的複製（旧法第47条の4第2項）、③サーバの滅失等に備えたバックアップのための複製（旧法第47条の5第1項第2号）が規定されている。

このように本条を一定の予測可能性を担保しつつ柔軟性の高い規定とすることにより、改正前の規定では違法とされる可能性があった行為類型についてもカバーしながら、将来生じ得る新たな利用に対するニーズにも対応できるよう規定されている。

## 2) 第2層（第47条の5）

第2層は、権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型とされ、第1層とともに、「柔軟性のある権利制限規定」が整備された。第1層が権利制限を正当化する根拠に着目してより抽象的な要件で行為を類型化し、柔軟性の「高い」規定を導入したのに対し、第2層は社会的な意義の認められる利用目的で、大きくりに行為類型を画定し、「相当程度」柔軟性のある規定としているのが特徴である。列挙された利用行為は、所在検索サービスと情報解析サービスである。旧法でも、送信可能化された情報であればインターネットにおける情報検索及びその結果の提供に利用可能であったが（旧法第47条の6）、送信可能化されていないアナログ情報等についてはその対象外であり、又、情報解析サービスでの利用も限定的であった。例えば、論文剽窃（ひょうせつ）検証サービスにおいて、剽窃の有無の検証結果は明示できるが、剽窃された文献の該当部分の表示は、引用（旧法第32条）の要件を満たさないと著作権侵害に該当する可能性があった。

改正の方針は、①著作物の利用者側が利用できる場面を社会的意義の認められる利用目的で大きくりに示し、②著作権者の権利が制限される（逆に言うと利用者が著作物を利用できる）行為を、相当程度柔軟性をもって判断できるよ

うにしつつ、③著作権者の正当な利益保護のための一定の配慮を行うというものである。

条文文言に即して言うと、①社会的意義の認められる利用目的として「電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出すること」を掲げ、この目的に沿う利用行為を大きくくり、第47条の5第1項第1号（所在検索サービス）、第2号（情報解析&結果提供サービス）として限定列挙した。さらに第3号で「国民生活の利便性の向上に寄与するもの」を政令によって権利制限の対象に追加できるように定め将来ニーズに柔軟に対応できるようにした。同条項第1号は、電子計算機による検索情報が記録された著作物のタイトル又は著作者名、送信元識別符号その他の検索情報の特定又は所在に関する情報を検索し、その結果を提供する行為であり（旧法第47条の6に対応。ただし、アナログ情報等も検索・提供可能となった）、同条項第2号は、電子計算機による情報解析を行い、及びその結果を提供する行為とされている。なお、第1号、第2号ともに「電子計算機による」とされているが、これは当該行為の全てが電子計算機によるものであることまでを求めるものではなく、例えば第1号においてロボット検索型だけでなく、人力型の検索がなされても、第2号において著作物の選別等の過程で、人の知覚による認識が入ったとしても、第1号、第2号の適用範囲から外れないものとの確認が国会審議でなされている。

そして、②著作権者の権利が制限される行為を、相当程度柔軟性をもって判断できるように、上記目的の行為類型の場合には、著作物の「軽微利用」を認めることとした。この「軽微」の判断は、a) 公衆への提供又は提示が行われた著作物（公衆提供提示著作物）の中で利用に供される部分の占める割合、b) 利用に供される部分の量、c) 利用に供される際の表示の精度、d) その他の要素から行うものとした。ただし、

軽微に当たるか否かの判断は、最終的には司法の場において判断されるものと考えられている。なお、旧法第47条の6に規定する、インターネット検索サービスにおけるURLの検査結果の提供のために必要と認められる限度の利用は、改正法第47条の5の軽微の要件を満たすものとの確認が国会審議でなされている。

又、第3号の政令委任については、関係者からのニーズを踏まえて、文化審議会で迅速に検討を行い、検討がとりまとまったものから順次制定をおこなっていきたいとの国会答弁がなされ、附帯決議で「幅広い学識経験者、権利者、インターネット事業者、開発者等の意見のバランスも考慮しつつ速やかに定めるよう努めること。また、当該政令により、かえって新たな技術の開発及び提供等が制限されることがないように留意すること。」について配慮するとされている<sup>9)</sup>。

もちろん、③著作権者の正当な利益保護のための一定の配慮として、「公衆提供提示著作物に係る公衆への提供又は提示が著作権を侵害するものであることを知りながら」利用を行う場合、その他「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」にはその利用を認めないという但し書きが付されている。

### 3) 米国フェアユースとの簡単な比較

今般の改正では、第1層、第2層の分野において、米国の判例上フェアユースと認められている行為はパロディの一部を除いて概ね適法性が明確になると説明されている。そこで、参考のため米国における「フェアユースの法理」を概観する。当該法理は、著作物の公正な利用は著作権侵害とならないという法理であり、1841年に判例法により創設され、1976年に米国著作権法第107条で確認され、今日に至っている。これは、利用目的に限定がなくあらゆる場面が適用対象となり得る包括的・一般的な権利制限



を認める法理と考えられている。事案としては、私的利用、報道、引用、司法手続、新サービス関連、営利目的での著作物の全部利用等の典型的な侵害事件についても裁判にてフェアユースに当たるかどうか争われ、多くの判決が出されている。

一方、今回の日本の著作権法改正で柔軟な権利制限規定が設けられたのは第1層と第2層であり、その適用場面を明確化して法規範の明確性を相応に担保したものである。米国のフェアユースの法理は導入されなかった。

#### 4) 「柔軟な権利制限規定」がカバーすると考えられる具体的な事例

今般の改正により、第三者の著作物の利用について許諾を得ずに実施が可能となる具体的な事例としては、以下のものが想定される。

第1層(第30条の4、第47条の4)に関連する行為としては、①AIによる深層学習(ディープラーニング)、②サイバーセキュリティ確保等を目的としたソフトウェアの調査解析(リバース・エンジニアリング)、③機械翻訳システムの開発、④プロバイダが行うウイルスや有害情報等のフィルタリングのための複製行為が考えられる。

第2層(第47条の5)に関連するサービスとしては、①関心のあるキーワードや単語から書籍、テレビ又はラジオの番組等を検索することができる「書籍検索サービス」や「テレビ番組検索サービス」、周囲の風景(看板等)を撮影し検索することで、所在地の看板・店舗情報を提供することのできる「街中風景検索サービス」、利用者が録音した音声に含まれる楽曲について、曲名や当該楽曲にアクセスするための情報とともにサンプル音を出力することのできる「楽曲検索サービス」等の『所在検索サービス』、②作成された論文と同じ記述を有する他の論文の有無を示す論文の剽窃の可能性を検出

する「論文剽窃検出サービス」、特定の情報についての評判に関する情報について、ブログや新聞、雑誌等で掲載されているか等を調べることのできる「評判情報分析サービス」、SNSで投稿されている電車の遅延情報等を基にリアルタイムで通知する「電車遅延情報サービス」、過去の症例、治療方法、薬効等に関する様々な情報から最適な治療方法を提案する「医療支援サービス」等の『情報解析サービス』が考えられる。

以上のように、今般の改正により、米国の判例上フェアユースと認められている行為はパロディの一部を除いて概ね適法性が明確になり、又、所在検索サービスや情報解析サービス等は、米国で判例にて形成されていないものも含め、幅広いサービスの適法性が明確になると説明されていることから、旧法では禁止されていた行為やサービスについても態様を工夫すれば実施することが可能となると考えられる。

#### 5) 第3層

第3層は、著作権者の経済的利益に影響を及ぼし著作物の市場と衝突する場合があるが、公益的政策実現等のために著作物の利用の促進が期待される行為類型である。権利者と利用者の利害調整の考え方は旧法と同じであり、各公益政策実現等の目的や場面ごとに、利用可能な条件や範囲が具体的に定められている。旧法では、引用や報道、図書館等での利用について定められている。後述するが、改正法では、教育の情報化に対応した権利制限規定、障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定、アーカイブの利用促進に関する制限規定等の改正がなされた。

## 2. 3 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備(第35条等関係)

近年、情報通信技術を活用して行う教育(ICT

活用教育)による教育の質の向上や教育格差の是正に果たす役割が注目されており、政府、文部科学省及び高等教育機関のICT活用教育に対する期待が高くなっている。そのため、高等教育機関での学生向け授業科目において、教員等による講義映像や教材等のインターネット送信、学生による発表資料等のインターネット送信等、ICTの活用が既に相当規模で実施されており、又、インターネットを通じて世界中どこからでも誰でも無料で利用できる講義形態であり、講義映像、授業課題やオンライン掲示板等で学習活動を行い、終了基準を満たすと修了証を取得できる、大規模オンライン公開講座(MOOC<sup>10</sup>)等の多様な教育の提供や学習環境の向上を図る授業形態が拡大されている。

しかし、教育関係者より、教育機関の授業の過程において著作物を利用する場合、①対面授業のために複製すること、②対面授業で使用する著作物を同時中継の遠隔合同授業のために公衆送信することの2態様のみ、利用する著作物の権利者の許諾を得ることなく無償での利用を可能とする旧法の規定では、上記の教育形態の拡大を行う上で、利用する著作物の著作権者の確認の手間や時間がかかる。そのため、時間的・人的負担が大きいこと、引用という形を取るにしても、利用範囲の特定が困難、教員の理解不足等によりその要件を満たす形での利用も難しいこと、権利処理が煩雑であること等の理由から教育上必要な著作物を円滑に利用できていないとして、著作権制度等の見直しを求める声があった。

それを受け、文化審議会において検討する中で、教育関係者側からは、①著作物の公衆送信を広く権利制限の対象とすること、②補償金については、旧法上無償の複製・公衆送信は引き続き無償とすること、③簡便な補償金の徴収分配体制の構築、④教職員に対する著作権の普及啓発に努めることが重要、一方、権利者団体側

からは、①複製にも補償金制度を導入すること、②デジタルの場合は違法に拡散される危険性が高いことを懸念する、③教育機関で法が適切に運用・解釈されていない実態があるという意見が提示された。これらの意見から、文化審議会として、①学校等の教育の公益性に鑑み、公衆送信を広く権利制限の対象とする、②複製機器等の普及状況を踏まえると、複製・公衆送信のいずれも補償の必要性が認められるが、現在無償で行える行為を補償金の対象とした場合、教育現場の混乱を招きかねないため、新たに権利制限の対象とする公衆送信のみを補償金の対象とするとの検討結果が出された。

そのため、今般の改正では、①教育機関の授業の過程における公衆送信による著作物の利用(オンデマンド授業による講義映像や資料の送信、対面授業の予習・復習用資料のメールでの送信、スタジオ型のリアルタイム配信授業等)を広く権利制限の対象とし、これを無許諾で行うことを可能にする、②その際、旧法上無許諾無償の行為(複製等)は無償を維持しつつ、新たに無許諾で利用が可能となる上記①に該当する公衆送信については一元的な窓口(文化庁長官が指定する補償金徴収分配団体)への補償金の支払を求める形とされた。

なお、教育の情報化に対応した権利制限規定については、他の権利制限規定の改正と異なり、公布の日から起算して、3年を超えない範囲内において政令で定める日に施行されることとなる。

## 2. 4 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備(第37条関係)

障害者の情報アクセス環境に関して、平成21年の著作権法改正を機に、発達障害や色覚障害等も含めた視覚障害により視覚による表現の認識に障害がある者のために、拡大図書やDAISY<sup>11</sup>等を作成できることになり、又、国立国会図書館や公共図書館が旧法第37条第3項

に基づき複製等を行うことができるようになる等、視覚障害者等の情報アクセス環境は制度面において向上が図られている。

しかし、障害者団体によると、国立国会図書館の蔵書数と比較して、全国の視覚障害者等が国立国会図書館等の公共機関を通じてダウンロードできるアクセス可能な図書は量的に十分確保されていないとの意見がある。

又、旧法第37条第3項において、権利制限の受益者となる障害者は、「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」とされており、視覚による表現の認識に障害がある者であれば障害の種類によらず広く対象となるが、例えば上肢の欠損が原因で書籍の保持が困難な者が本項の権利制限の受益者の範囲に含まれるかどうかは文理上必ずしも明らかではなかった。

一方で、世界的には、視覚障害者や読むことに障害がある者のための著作権の制限及び例外等について国際的な法的枠組みを構築し、視覚障害者等の発行済み著作物へのアクセスを促進することを目的とした、「マラケシュ条約」が平成25年に採択され、平成28年に発効した。

このような現状から、障害者団体より日本がマラケシュ条約を締結するために必要な法整備を行うにあたり、旧法第37条第3項における受益者に、身体障害等により読字に支障がある者を加えることを求める要望があったため、この障害者団体からの要望を受けるとし、権利制限の受益者となる障害者の範囲を拡大し、肢体不自由のために書籍を保持することやページをめくることが出来ない等の障害により、書籍を読むことが困難な者を広く対象とすることとした。

## 2. 5 アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等（第31条、第47条、第67条等関係）

日本においては、図書館や美術館、博物館等

において所蔵する資料を保存のためデジタル化し、さらにデジタル化した画像を、情報通信技術を用いて利活用する取り組みが行われているが、保護期間中の著作物等を利用する場合には原則著作権処理が必要となる。そのため、アーカイブを行う機関等では権利処理のコストが大きく、デジタルアーカイブの利活用を進める上で大きな課題となっている。

そのため、今般の改正では、この課題を解決するため、以下の改正が行われた。

まず、国立国会図書館以外の図書館等がデジタル化した絶版等資料を国立国会図書館の行う図書館送信サービスを活用して他の図書館等に送信すること、及び公共図書館等が国立国会図書館の求めに応じて絶版等資料を複製し、これを国立国会図書館に提供することが第31条第1項第3号により可能であることを明確にするとともに、外国における日本研究の発展等への貢献や日本の文化を海外発信することを目的として、国立国会図書館が絶版等資料を外国の図書館に対して公衆送信を行うことを可能とした。

次に、旧法第47条では、美術館等が作品を展示する際、観覧者のために作品の解説や紹介を目的として小冊子に掲載することが認められているが、デジタル・ネットワーク技術の進展により、デジタルオーディオガイドやタブレット等の電子機器を用いた展示作品の解説・紹介も普及しつつある一方で、これらの電子機器にて観覧者のために作品の解説や紹介を目的に掲載する場合には権利処理が必要となる。この点については、本条の趣旨や適用対象を小冊子から電子機器へ拡大するにとどまる限りでは権利者側の利益が害される可能性も低いと考えられることから、本条の適用範囲をタブレット等の電子機器まで拡大することとした。又、それに加え、展示作品における情報提供を目的に、展示作品に係る著作物を複製して、当該著作物のサムネイル画像をインターネットで公開（公衆送

信)することも併せて可能とした。

最後に、アーカイブした著作物等の活用にあたっては、権利者と連絡が取れない等の理由により、多くの著作物等が権利者からの許諾を得られない状況が多いことを考慮し、旧法第67条では著作権者が不明である等の理由により、権利者と連絡を取ることができない場合には、文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託することを要件として、著作物を利用することができる。改正法では、EU孤児著作物指令等も参考に、日本においても権利者と連絡が取れた場合に補償金等の支払を確実に行うことが期待できる国や地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人については、事前の供託を求めないこととした。

### 3. おわりに

本稿では、文化庁の説明資料を中心に検討を行ったが、今般の柔軟な権利制限規定の導入により、権利者の利益保護とのバランスを確保しつつ、データの収集、蓄積・解析等の一連の流れの中で行われる各著作物の利用行為において、従来適法性に関して議論の余地があった点については、著作物の非享受目的であり著作権者の利益を不当に害しない利用であれば、適法であることが法律上明確になった。又、解析結果の提供等の行為についても、新たな情報・知見を創出するサービスの提供に付随して、著作物を軽微な形で利用する場合には適法になることが示された。これにより、企業がこれまでにない新たなサービス提供を行う場合の著作権法上の環境がより整いつつあると言える。柔軟性が増した分、改正法の第30条の4における非享受目的利用の範囲や第47条の5における軽微利用の要件については様々な見解があり得るところではあるが、それこそが規定が柔軟化したこ

との証であり、著作物の利用者にとっては工夫次第で新たなチャレンジの可能性が広がったとみることもできよう。当委員会では、今後の動向や最新検討状況も見据えながら、引き続き調査検討を進めていきたいと考える。

本論説は、2018年度著作権委員会のメンバーである、村上隆平（委員長：アイスタイル）、岡洋子（副委員長：エヌ・ティ・ティ・データ）、熊野まり（副委員長：富士通）、河野智子（副委員長：ソニー）、野村真弓（副委員長：日本アイ・ビー・エム）、樋地優香（副委員長：パナソニック）、吉田久子（東芝デジタルソリューションズ）、雨宮早紀（富士ゼロックス）、伊藤紗恵子（東芝）、小林毅郎（大日本印刷）、鈴木崇之（コナミデジタルエンタテインメント）、永田治人（ハピネット）が検討した。

### 注 記

- 1) 平成30年6月20日 文部科学省文化庁 著作権分科会 法制・基本問題小委員会（第1回）参考資料3-2  
[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h30\\_01/pdf/r1406584\\_09.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h30_01/pdf/r1406584_09.pdf)
- 2) ただし、教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備については公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日に施行される。
- 3) 平成29年2月 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会 中間まとめ  
[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2902\\_chukanmatome.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2902_chukanmatome.pdf)
- 4) 平成29年4月 文化審議会著作権分科会報告書  
[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2904\\_shingi\\_hokokusho.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2904_shingi_hokokusho.pdf)
- 5) 平成30年3月19日 文化庁長官官房著作権課 著作権法の一部を改正する法律 概要説明資料  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho\\_hyoka\\_kikaku/2018/contents/dai4/siryou6.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/contents/dai4/siryou6.pdf)
- 6) 平成30年4月11日 衆議院文部科学委員会における中岡司文化庁次長答弁

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/196/0096/19604110096006a.html>

- 7) 平成30年4月6日 衆議院文部科学委員会における中岡司文化庁次長答弁

[http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb\\_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009619620180406005.htm](http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009619620180406005.htm)

- 8) 文化庁 著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）について

[http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30\\_hokaisei/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/)

- 9) 衆議院附帯決議

[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_rchome.nsf/html/rchome/Futai/monka2FF88AD49B164BB04925826E0029907C.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/monka2FF88AD49B164BB04925826E0029907C.htm)

- 10) Massive Open Online Coursesの略で、大学等の高等教育機関が連携しインターネットを通じて講義をオンライン公開する取り組み、あるいはそのシステムを指す言葉。

- 11) Digital Accessible Information Systemの略で、アクセス可能な情報システムという意味。

(URL参照日は、全て2018年11月5日。)

(原稿受領日 2018年10月1日)

